

令和6年度農業用水路安全対策啓発(SNS・イベント用啓発動画制作)事業  
業務委託仕様書

1 業務名

農業用水路安全対策啓発 (SNS・イベント用啓発動画制作) 業務委託

2 業務の趣旨・目的

富山県内において、農業用水路に転落して死亡する事故が多く発生していることから、農業用水路の近くを通るときに注意すべきことや、子供や高齢者に対する家庭内や地域内での声掛けの重要性を多くの県民に周知する必要がある。

安全意識の向上、転落（死亡）事故の減少を目的とした動画を作成し、訴求力のあるソーシャルメディアや県民が集まるイベントにおいて放映することで、効果的な啓発を行うことを目指す。

3 委託期間

委託業務契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

4 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、動画制作の進め方等については、富山県と協議の上、実施すること。

(1) 本業務のターゲット等の設定

本業務におけるターゲットの考え方は次の表に示すとおりとする。

○家族や地域に子供・高齢者等がいる人

|    |                 |
|----|-----------------|
| 地域 | 富山県内            |
| 年代 | 10～80歳代の男女      |
| 状況 | 家族や地域に子供、高齢者がいる |

|      |   |
|------|---|
| 訴求内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所の認知</li> <li>・家庭内や地域内での呼びかけの実践</li> </ul> |
| 行動変容 | 危険箇所を認知し、周囲にいる幼児や高齢者に転落事故に遭わないよう、呼びかけることができるようになる。                                    |

## (2) 内容等

### ア. 内容

- ・農業用水路へ転落しないよう、動画の視聴者自身も注意しつつ、家庭内や地域内の子供や高齢者に農業用水路への転落事故の防止を注意喚起するよう呼びかける内容とすること。
- ・着ぐるみ「用水だ！くん」を効果的に用いて、危険箇所の紹介等を行うこと。

### イ. 再生時間

1分30秒

### ウ. 制作本数

1本

### エ. 想定する使用用途

YouTube 富山県公式チャンネル、X富山県公式アカウント、啓発各イベントや講演会等

## (3) その他

- ・動画の内容（構成やシナリオ）については、発注者と受注者で協議の上決定すること。
- ・動画作成にあたり、納品までに発注者による複数回の内容確認及び修正指示を受けること。
- ・業務目的達成のために最適と考えられる手法（実写・アニメーション）を選択し提案すること。
- ・字幕やナレーションを使用すること。
- ・動画のサムネイルを作成すること。

- ・データ形式は、MP4、アスペクト比は16：9、サイズは、1920×1080px以上とすること。

## 5 特記事項

- ア. 企画、取材、撮影、素材収集・作成、編集等動画制作一切を実施するものとし、撮影に際し使用料、出演料、謝礼、著作権使用料等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。
- イ. 動画制作の提案にあたっては、新規撮影・作成を原則とすること。また、県が保有する本事業関連の素材（ロゴマーク、用水だ！看板イラスト等）については、必要に応じて協議の上、県より提供する。
- ウ. 受託者は「動画作成計画」を作成し、契約締結後速やかに県に提出し、説明のうえ、承認を得ること。
- エ. 制作に当たっては、これまで動画制作の実績のあるものと取り組むこと。

## 6 委託料の支払い等

委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。

## 7 成果物及び提出物

### (1) 成果物

実績報告書及び動画

本業務により制作した動画は、制作完了後、電子データ及びDVD（2枚）にて納品すること。なお、本業務により作成し、県に提出した納品物の所有権及び著作権は県に帰属するものとし、県において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

### (2) 提出期限

令和7年3月28日（金）

### (3) 提出場所

富山県農林水産部農村整備課（富山興銀ビル4階）

## 8 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に受託者がすでに著作権を有するものが含まれる場合には、契約段階で協議の上、定めるものとする。その場合は、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (2) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 本仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画にかかる業務についても、あわせて実施すること。
- (4) 本業務の実施に当たっては、本仕様書の範囲内において県と受託者が協議を重ねながら実施し、進捗状況を適宜県に報告すること。
- (5) 受託者は、本契約による業務を第三者に譲渡又は再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務は、事前に県の承認を受けたうえで、他者に委託することができるものとする。
- (6) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。